

阿見町史編さん基本方針

1 趣旨

阿見町史編さん事業は、将来の市制施行を視野に入れ、町としての歴史を総括するものとして取り組むものである。昭和58年に刊行された『阿見町史』の内容的な見直し及び刊行以降の本町の歴史を明らかにしていくことを通し、町民の地域に対する理解、愛着を深め、地域への誇りをより一層高めることを目的とする。

この基本方針は、本町が町史編さん事業を行うにあたり、町史編さんの方向性を示すとともに、町史編さん事業の拠りどころとするために策定するものである。

2 事業方針

- (1) このたびの町史編さん事業においては、既刊の『阿見町史』の内容的な見直しを行うとともに、最新の学問的成果を盛り込むものとする。また、執筆にあたっては、各分野の専門家を中心に行うこととする。
- (2) すでに収集された資料や調査研究の成果、本事業と同時並行的に行われる戦跡保全事業及び伝統芸能継承事業により収集された資料や調査成果等を有効に活用するとともに、町民に呼びかけ、潜在的な資料の掘り起こしを積極的に行う。
- (3) 資料は町内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承等無形のものにも配慮して収集する。
- (4) 収集した資料は、散逸の防止に向け、適切に記録・整理等の措置を講じ、必要に応じて寄託・寄贈による資料保存の措置をとる。
- (5) 町史編さん事業の成果は、編さん後も幅広い活用を図る。
- (6) 写真や図版等を多く取り入れるとともに、平易な文章で記載する等、広く町民に親しまれる内容とする。
- (7) 町史編さん事業への関心を高め、その取り組みをPRすることを目的とした刊行物の発行や講演・展示等の普及啓発活動に取り組む。
- (8) 事業の実施にあたっては、町民の愛郷意識の高揚の観点から、町民参加・参画の機会の拡充を図り、地域の歴史の掘り起こしや次世代に向けた人材育成に努める。

3 推進体制

- (1) 阿見町史編さん委員会を設置し、基本方針の決定、事業推進の調整、事業の進行管理、及び町史編さん事業に関する承認を行う。当編さん委員会は副町長を委員長とし、教育長、町長公室長、総務部長、教育部長及び各分野の学識経験者による専門委員により構成する。なお、副町長が不在の場合は教育長が委員長を代理し、教育長が不在の場合は教育長職務代理者をもってこれにあてるものとする。専門委員は10人以内で構成する。
- (2) 編さん委員会は、その開催に際し、必要に応じて準備会を開くものとする。準備会は

編さん委員会に属する専門委員により構成し、刊行物の企画・編集、町史の監修及び資料収集・調査研究事項の調整を行う。

- (3) 本事業における調査研究を行うため、町史編さん専門部会を置く。部会は原始古代・中世・近世・近現代・民俗の分野ごとに設置し、学識経験者等による専門員により構成する。専門員は資料の調査及び研究、古文書及び公文書の収集並びに整理、関係団体との連携及び情報発信、刊行物の編さんを所掌する。また、必要に応じて編さん委員会による了承のもと新たな部会を設置することができる。

4 町長への報告

本基本方針及び事業の進行状況等については、町長に隨時報告する。

5 事務局

本事業の事務局は教育委員会生涯学習課に置き、町史編さん事業に関する関係各所との連絡調整を行う。

6 刊行物の構成

- (1) 『阿見町史』(仮称)

『阿見町史』は通史1冊により構成される。

必要に応じて普及版（概要版）を刊行する。

- ## (2) 『阿見町史編さん資料』

重要で一定量を有する史資料については『阿見町史編さん資料』として別途資料調査報告を刊行する。

- ### (3) 『阿見町史研究』

令和6年度より町史編さん事業期間を通じて年刊で刊行する。

7 事業スケジュール

